

行政組織の新設改廃状況報告書

令和 6 年11月28日から

令和 7 年 1 月23日まで

令和 7 年 1 月

第217回国会（常会）提出

行政組織の新設改廃状況報告

内閣府設置法（平成11年法律第89号）第67条第1項の規定に基づき、令和6年11月28日から令和7年1月23日までの間における主要な行政組織についての新設、改正及び廃止の状況を次のとおり報告する。

1 公正取引委員会

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和6年法律第58号）の施行に伴い、経済取引局の所掌事務に、同法の規定による指定に関する事務を追加した。

また、同局取引部の所掌事務について所要の規定整備を行った。

（令和6年12月19日）

（スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定める政令（令和6年政令第376号））

2 こども家庭庁

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和6年法律第70号）の施行に伴い、成育局の所掌事務のうち、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号）の規定による一時金の支給等に関する事務を、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律の規定による補償金等の支給等に関する事務に改めた。

（令和7年1月17日）

（旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和6年政令第385号））